

## 海軍施設部門の事業 制度・人事

馬淵建設 今沢 豊正

国際航業 鈴木 恒夫

### 1. 用語の説明

#### 鎮守府と軍港

軍港にかかわる軍政機関であって、人事・編成・教育、艦隊・航空隊の補給・修理・建造、作戦部隊として警備艦隊、防備戦隊（防備隊と艦船）をもつ。

官衛・工作庁として工廠（造船場、工場）海軍建築部をもつ。

#### 要港部と要港

主として艦船の居泊地であるが、漸次鎮守府に似た機能をもつようになる。昭和に入っては航空隊をもつ。準戦時下においては、所管警備区の防御と警備を行い、船舶部隊の配属を受け、鎮守府と類似の業務を行った。16.11.20警備府と改称する。

大阪は商港であったが警備府をおいた。馬公要港にあった警備府は17.4.1高雄へ名称変更した。

徳山は燃料廠があり、13.4.1要港となったが、要港部はおかなかった。

特に要港指定港はなかったが、海南島には16.4.10 海南警備府がおかれた。

#### 艦隊・特に遣外艦隊

外地の水域の警備及び作戦を行う艦隊は、第四南方（14.11.15）、第五北方（16.7.25 - 20.2.5）があつて、鎮守府に似た機能を持ち、第四には工作部、海軍建築部、軍需部をおいた。

占領地域では軍政区分における軍政の実施、地区の警備を行う艦隊（第二南遣17.3.10、第一・三南遣17.1.3）を設け、鎮守府に似た機能を持ち海軍建築部等をおいた。

第四遣南艦隊（18.11.30 - 20.3.10）には建築部をおかなかったが、20.1.20 濠北周辺の各特設建設部を編合する時に104 特別建設部をおいた。

前者の方が後者に比べて編成上作戦能力をもっていたが、戦局の激化は兵力の損耗・抽出により警備艦隊と差異をなくしていった。同様の経過が第八艦隊（17.7.14）、第九艦隊（18.11.15 - 19.7.10）である。

以上3つの機関には、海軍施設部設営隊をおいた。

艦隊を2つ以上編合したものが方面艦隊であつて、通常は水上と航空の艦隊の組合せである。

#### 根據地隊

陸上警備（警備隊及び防空兵力）泊地基地周辺の水上警備（哨戒艇、敷設艇）を行うものであるが、外征地区では特設根據地隊をおいた。この特設根據地隊に施設部門がおかれた場合は、特設建設部と称した。この部長は根據地司令官（兵科少・中将）の兼務であつた。

### 2. 横須賀鎮守府の開設迄

海軍省設立後、幕府において起工し、工事を引継いでいた横須賀造船所・横浜造船所を海軍省に引継いだ。

本工事の担当部門は本省造船局営繕係（5.2.28より）、会計局営繕課（5.11.2より）、主船営繕課（9.9.1）、調度局営繕課（17.12.1より）と変遷した。

横須賀の工事は明治9年ペルニーの帰国後、横須賀造船所営繕課、建築課の担当として工事が続けられ、明治17年ほぼ完成した。

海軍編成は8.10.8保有艦船を横浜・長崎の東西指揮官に分属させることとして、9.9.5 東海方面鎮守府として東海を横浜へ仮設した。西海鎮守府は開庁されないままであった。

西海は三原を指定したごとくで、三原を海軍用地としていたが、16年2月呉に測量が行われ、18年7月ほぼ内定を得たので敷地は山陽鉄道が通過した。

17.12.15東海鎮守府を横須賀へ移転した。

19.2.26 内閣制度による海軍省制度において、艦政局建築課出先を艦政局横須賀建築掛とした。

19.4.22 海軍条例により全国の海岸を五海軍区に各々に鎮守府をおくこととした。19.4.22 鎮守府官制により先述の本省出先を鎮守府へ吸叫し、横須賀鎮守府建築掛建築部横須賀造船所建築科と呼称した。

鎮守府は5海軍区、横須賀、呉、佐世保、舞鶴（22.5.28 指定）、室蘭（28.2.3指定）であったが、呉・佐世保は22.7.1開庁。舞鶴は34.10.1 開庁、室蘭は36.12.廃止した。日本製鋼所の開業は明治40年であった。

### 3. 三軍港時代から一次大戦迄

第一期軍備拡張は、明治政府の財政整理を得た明治19年6月海軍公債1,700万円を得て着手、呉・佐世保に開庁することとした。

この時は19.5.4鎮守府建築委員を発令し、19.6.1建築事務所を設置し、同年12月迄おいた。

20.9.26 武官の鎮守府長官予定者を建築委員長に発令し、工事の進捗に応じて22.3.28 鎮守府長官に発令し、22年4月建築委員を解任した。

三鎮守府によって、日清戦争に対処した佐世保は艦隊行動策源地であった。

この間本省機構は22.3.7第二局第四課（課長は主計監）、24.7.24 第三局第二課、26.5.19 経理局第三課と変遷した。鎮守府開庁後の出先機構は各鎮守府に建築部（部長技師）において、横須賀は先の建築課を吸叫した。26.5.19 には監督部建築科、30.9.3には経理部建築科を変化した。

日清戦後には明治28年12月より、29年より10年間にわたり、第一期、第二期海軍拡張費により建艦、軍艦購入を行い、舞鶴に鎮守府を開庁した。保有艦艇がふえれば当然に修船施設の増加を行う。この間には呉に大型艦の建造施設を完成する。

舞鶴鎮守府の開庁に当たり29.5.23 建設機構として、臨時海軍建築部（将官兼務）をおき、出先に29.6.1 海軍臨時建築支部をおいた。現地における開庁は29.12.20－34.9.17 の間であった。30.7.30 に勅任技師工務監をおく。

南方には馬公に要港部を34.4.7、津軽海峡防備の水雷団を35.8.1大湊におき、38.12.12要港部をおいた。朝鮮海峡防備の水雷営所設備工事を20年6月竹敷に着手、29.4.1要港部をおいた（45.9.30 廃止）。

この間33年より34年にかけて浅海（アソウ）湾、三浦湾間の久須保水道掘削を実施した。現在382号国道、万閤橋経間81.6mが渡る。改築前はトレスル橋脚3経間桁橋があった。

日露戦争時朝鮮水道に面する鎮海泊地に37.1.12 防備隊を開設し、44.3.26 臨時海軍建築部支部において所要施設の整備をはかり、T5.4.1要港部を開設した。

日露戦中、ロシア海軍基地であった旅順港内の沈艦引揚げ、整備のため、38.2.6旅順に鎮守府をおき、事業の消長に応じてT2.4.1要港部とし、T11.12.1廃止した。

事業の消長に応じて建築部、その他に臨時職員をおく規定をおいた。

以上の軍港等の整備事業を土木工学的にみると、次のごとき特徴をもち、他に類例をみない事業が多く、先駆的な技術が駆使されている。

泊地は防衛上自然的に遮蔽された水域がえらばれる。横須賀を例外として防波堤の築造はない。泊地整備は標識浮標の整備である。荷役は舢舨取りで荷役岸壁をもたない戦後の商港転換を図る制約であった。

軍港に必ず築造したのは船渠又は船台である。定期修繕に造船に使用するが、軍港の性格によって船渠規模を区分した。造船の大型化によっては船渠の拡張を行った。

船渠土工は切取深の大きい大土工である。このためには機械ショベルが早くから使用された（ナビー）。要港には船渠はなく、大湊にのみ昭和16～19年にかけて築造された。五艦隊の補給用港であった。

基礎処理の問題、地下水及び排水工事中の締切に苦労が多かった。

軍港は一般船の出入の多い商港化したところは航路維持、泊地区分、軍港必要用地確保のためにもさけると、水深のある寒村立地となり、それだけに水源に乏しく艦船給水のための水道施設は大規模なものを必要とした。このため当時では、最高水準の引水設備、水源貯水池が築造されたことはあまり知られていない。そしてずっと水源施設強化は続けられていた。

横須賀での中津川導水、横浜市の規模に相当し、呉、佐世保の水源ダムは神戸、長崎の水道ダムに相当していた。昭和になっては引水は更に大規模化し、呉は太田川に横須賀は相模川に求め、工廠は河水統制ダムに求めた。これらは戦後自治体水道へ引継がれた。

軍港の要塞施設築造、砲配置は陸軍の要塞司令部重砲兵の所管である。海軍の陸上建築は鎮守府庁舎海兵団舎等が、当時の建築永久構造として赤煉瓦で築造された。海軍兵学校工事も海軍建築部により営まれた。

防弾構造、格納庫は航空化が早かっただけに特色をもち、作戦区域に早期に居住施設を確保する兵舎建築に特色をもった。

港域内外において水陸連絡施設、火薬庫、無線塔があった。針尾無線塔は450 呎に及ぶものであった。軍艦燃料の液体化により貯油槽は明治末期より築造に着手し、露出鉄製のものとなく、鉄筋コンクリート無筋コンクリート構造、土中化にすぐれた特色をもち、呉広地区では地下水の高い地山での油槽建設に水蓄式という水位而上に貯油とする方式を開発している。

#### 4. 第一次大戦から軍縮条約期間

第一次大戦は世界海戦史上の最後の巨艦巨砲の海戦であった。この期間内に航空機は海上兵力の哨戒の位置から主力戦闘力へと発達していった。

一次大戦後のワシントン軍縮条約の調印（11.2.6）の海軍軍備制限は、昭和9.12.29 廃棄通告後、11.12.31に有効期間を終え、12.1.1よりは無条約時代となる。

ワシントン軍縮条約には主力艦の保有比率のほかに、大正10年時点においての太平洋防備の凍結を含んだ。これはアメリカ艦隊の策源地をハワイにとどめ、マニラ、グアム、アリューシャンへの前進をとどめると共に、日本は千島、西南群島、南州群島の防備工事の停止であった。

8.6.2 案の八・八艦隊建造案は9.8.1、43帝国議会において成立した。これにともなう海軍施設の拡張工事のために、9.10.1に本省に海軍建築本部（二部制・部長技師）が設けられ、先においては鎮守府より独立

して官衛・工作庁の一つとして海軍建築部となった。

軍縮条約により既建造船の廃棄、工廠施設の中止が行われ、艦艇建造の中止に伴う補償措置（公債）が支払われた。

12.4.1本省においては建築局（局長技師課制なし）となり、舞鶴軍港は要港となり、建築部門は呉海軍建築部舞鶴出張所となった。

この間工事は海軍航空施設横須賀航空隊5.4.1、佐世保航空隊9.4.1、水上、陸上飛行場格納庫建築が行われた。

関東大震災は横須賀軍港に大きな被害を生じた。復旧工事を行った。

油槽工事の実施は一時頓座する。

昭和5.7.29ロンドン軍縮条約、6.9.18満州事変、8.3.28国際連盟脱退があった。

貯溜タンクの備蓄目標は、大正末期の159万kℓから昭和初期300万kℓ、昭和9年600万kℓ、昭和11年1,000万kℓであった。昭和17年末において日本内地に重油738万kℓ、揮発油417万kℓ能力であった。

このほか、高雄港、南洋群島、奄美大島に貯油槽があった。

## 5. 無条約時代第二次大戦迄

無条約時代に入ったこの年の7月7日支那事変が発生し、戦線はとどまるところなく拡大していった。

各要港部に航空隊補給能力の増強が行われ、各要港部に海軍建築部の出張所が設けられた。

12.7.7大湊（横須賀）、13.9.10 鎮海（佐世保）、14.12.1 舞鶴要港の軍港復活、海軍建築部（但し11年6月に要港建築部）。

外征艦隊である支那方面艦隊では12.10.20第一建築部、14.2.10 占領した海南島には16.1.15 第二建築部。

ワシントン軍縮条約の失効後は艦艇建造、太平洋防備の制限はなくなった。軍縮条約下においても日米共に目立ため競争を続けていた。

アメリカはウエーキ島ほかを海軍管轄に入れ、ミッドウエー・ウエーキグアムに定期航空路中継地として水上基地を設けた。日本は拓務省經由南州庁委託工事として農場、牧場、物干場（飛行場）、燈台見張所（砲台、特火点）としてバガン、南島島、サイパン、トラックに実施していた（海軍施設系技術士官の記録P247）。

しかし偽装飛行場は強力な戦力となる筈がなかった（魔性の歴史P147）のは規格からしても無理があったのであろうか、能力は大演習時の不時着用にある程度とのことであった。

漸次作戦の大きな戦場不沈空母と考えるには飛行場の数、航空廠、資材備蓄、火力、抗堪力をもつ航空要塞の建設の進捗は徹底を欠いたまま、支那事変の副次的な防衛体制整備にとどまったまま、開戦を迎えた。準備可能期間はあまり短く、アメリカの基地整備能力は大きかった。

昭和18年、19年における南洋防備強化の際は、資材輸送確保に困難を忍びながら強化工事を行った。

南洋防備については昭和12年調査を開始し、4月横須賀鎮守府において工事を開始したが、現地に資材労力の供給のみこめず、資材・水を輸送し、現地労働力のため沖縄よりの南方勤労隊の編成、刑期5年以上の囚人2,000人の使用を行った。

開戦時における南洋の陸上飛行場は9ヶ所、抗堪能力は1～2ヶ月程度、根據地隊の進出したのはマーシャル、トラック、マリアナ、トラックの各地区で群島の島に配兵出来たのはマーシャルのみであった。

14.11.15南洋を作戦区域とする第四艦隊が設けられ、15.12.15第四海軍建築部が設けられ、16.6.10 第四海軍建築部芝浦建築支部が設けられて南方派遣の資材・人員の補給を行った。

16.7.28 南部仏印進駐、16.8.1アメリカの石油全面輸出禁止。

16年8月から10月にかけて南部仏印には飛行場建設が行われた。海南島の建築部より人員が派遣され、徴用労務者、現地労務者が従務し、サイゴン、カンボット等の9ヶ所の飛行場が完成した。

台湾では昭和12年より外廓防波堤をもつほりこみ港湾（規模は最終的に佐世保並を図る）が着手されており、高雄、台湾に16.10.15をめざして飛行場が建設された。

内地においては海軍建築部において企画設計を行い、実施を内務省職員及び機材（トロ、レール、トラック）に委託した当時の職員録をみると、16.12 神戸土木、松山施設事務所（松山）、19年近畿土木、三原施設（由良）、中四土木、広島施設（大田川よりの引水トンネル）、詫間施設（観音寺）、高知施設（高知）、19年東京土木綾瀬工事（厚木）の例をみる。

工廠燃料廠で独自に水源を確保したものに徳山燃、広工廠（黒瀬川）、鈴鹿工（雲出川）、慧川工（慧川）、角田火（阿武隈川）、河水統制事業との関連をもつもの舞鶴工（由良川）、多賀工（名取川）がある。

## 6. 第二次大戦

進攻作戦に従務した艦隊編成はつぎのことくである。

連合艦隊の第一、第二艦隊のほかに、16.4.10 南方要域攻略を主任務とした第三艦隊の編成（フィリピン作戦）、16.7.31 仏印・マレー方面の南遣艦隊の編成（各16.10.21連合艦隊へ編入した）。

16.1.15 基地航空部隊を編合した第十一航空艦隊を編成した。

占領地域の飛行場急造、航空基地設営を行う設営班10班を16.10.20（第一）、16.11.20（第二～第八）、17.1.10（第九）、17.2.10（第十）を各鎮守府、四建、海南警備府で編成、進攻作戦部隊に付随させた。

当初編成の8ヶ班はフィリピン5班、南洋方面2班、マレー半島1班を予定し、後の2班は戦線の進展に伴い赤道以南に展開した。

作戦の進展と共に南遣艦隊は17.1.3解散、一南遣（シンガポール）、三南遣（マニラ）3艦隊は17.3.10解散一南遣、（スラバヤ）の3の南遣艦隊をいった。以後南方占領地域及び海軍軍政地域を所掌する。

これらの艦隊は鎮守府に似た機能をもち101、102、103の海軍建築部がおかれる。

17.7.14 新設の第八艦隊には、17.8.5第八海軍建築部をいった。

設営班はほぼ17.2.25に解散し、各地の海軍建築部の機構の中に編合し、又は第四建築部に復帰し、新たに編成された設営隊に改組編入された。

以上10の設営班のほかに、番号をつけない臨時設営班（2班に分編）は連合艦隊に付属し、バリクパバン、ハルヌヘラ等へ進出し、採油設備の修復及び棧橋の仮設修理に従事し、19年3月呉に帰着し解散した。

以上の設営班は班長（土木又は建築の技師）、班員、軍医長、主計長、通信准士官、部付技手3～4名、筆生技生数名、各種工員（徴用工員）約2,000人より編成されていた。

番号設営隊の編成は17.4.27よりであって、17.5.1編成の11.12.13が始めてであって、11は17.6.16、13は17.7.1ガダルカナルへ進出し、2ヶ月の辛労の後航空隊の進出する前日、17.8.7アメリカ軍の攻撃を受けて壊滅する。

当時の設営隊の隊長は兵科佐官であった。昭和18年頃には、兵科応召将校、機関科将校がつとめ、19年初め頃より技術科少佐・大尉がつとめるようになった。

## 7. 戦時下における施設機構

準戦時下、戦時を迎え海軍施設機構は、人員を拡充し、機能を拡張していく。

16.8.1建築局は、三部（総務、一部、二部）八課（2.4.2）制の施設本部となり、本部長は兵科中將、総務兵科少將、一部二部は技師又は技術科少將であった。16.8.10、17.1.20に技術監をおいた。

17.12.1 各課の分担業務の変更を行い、担当は、土木、機械、機電の実施及び調査研究であった。担当業務は、16.8.1は一般施設にかわる土木・建築であったが、18.8.18 築城施設の業務を加えた。

このとき、各地の海軍建築部の名称を海軍施設部と改称し、19.3.20 には大阪にも設置した。

18.4.23 には、在来の第四建築部東京支部を芝浦補給部として設営隊の施設工事に要する人員の準備、派遣資材の準備発送を行った。

19.1.23 には、在来金沢地区小柴で行っていた業務を、沼津市外に野外実験場を設けて行うことにした。ここでは、施設用機械・器具・資材の実験研究を行った。

海軍の業務は現地での資材労力がみこめず、且兵員作業方式も期待出来ぬだけに、機械化への必要性は高く、機械の試作製造により18年後半よりは機械化設営隊を編成したが、内地出発前に最小2ヶ月の練成教育を行うこととした。しかし当時の技術水準、工場指定状況から性能、稼働率の難点を解決することは難しかったようである。

本施設は日本における唯一の機械化施工、性能実験オペレーター養成を行う施設であり、第2回以降の技術士官の教育施設であり、戦後においても長らく（48.4.16）同業務がこの地で続けられた。

各地の海軍施設部は、軍港のものは六課工員養成所（総務、会計、軍医、土木、建築、設営隊補給）部長は技師又は技術科大佐又は少將であった。特設海軍施設部は、技術科、軍医科、主計科、兵科であった。

要港の施設部は五課（設営隊補給を欠く）であった。

19.6.1各鎮守府、19.9.5に鎮海高雄に教導設営班がおかれた。

各地の施設部には支部をおいて、区域内の業務を分掌した。18.8.18 名古屋（横須賀）、20.4.20 松山（呉）、鹿屋（佐世保）、札幌（大湊）、香港（海南）、サイゴン（昭南）である。

## 8. 海軍施設部門の人員・制度

海軍施設系の技術職員は、文官（技師、技手、技生）であって、武官（兵科將校、機関科將校、各科の將校相当官）ではない。

將校相当官中、軍医、造船、造機、造兵の各科にあった委託学生の制度はなく、且建築局における採用者は少なく土木・建築を合わせて、各年2名程度であったようである。

無条約時代を迎え、且軍備更新、航空整備の事情から、機構人員の増大のために、新規採用者の増加のほか、他省庁、県市よりの職員の転換採用を行った。

臨戦下、施設系人員の増加に対処するため、戦時下の事業動向から各省庁よりの転換採用につとめたが、必要人員数に対応出来ず、昭和16年6月には総動員法による徴用令により、民間企業より土木・建築技術者の徴用充員を行った。この分野は当初、徴用令の対象技術分野にはみられていなかったが、適用を一番初めに行う事態となった。徴用技師の数は300人程度に及んだようであり、武官転換者を除いて、20年4月時点での人員は217名であった。

昭和16年10月に創立され、17年1月に教育を開始した第一回兵科予備学生に16年12月卒業の施設系学生（50名）を採用し、兵科士官として任官したこれら任官者は17年施設系技術士官制度の発足後も兵科士官として施設部門に勤務した。

昭和17年、造船・造機・造兵水路の各科は合併し技術科となり、施設系は造兵に属した。

この年より、施設系の委託学生制度が創立され、短期現役制度も適用された。

17.11.1 よりは施設系転換が行われることとなり、横須賀施設学校で1ヶ月の転換教育が行われた。佐官以上は教育免除であった。

18年より技術科内の区分を廃止し一本化した。

17.11.1 より軍令承行令が改正され、機関科将校を兵科将校に転換し、19.8.20 は将校中の(兵)(機)の別を廃止した。

委託学生制度は明治30年11月とられた制度であって、各科採用予定者に在学中より手当を支給し、夏期3週間の間教育を行い、採用後所定の教育をおこない、任官服務するものである。

短期現役制度は、2年間短期の現役勤務の後、復員予備役として初級士官の充足をはかる制度であって、大正14年より軍医科、薬剤科に適用されていた。

昭和13年より主計科、技術相当科に適用され、昭和14年より高等専門学校卒業生に適用され、戦況によって採用数を拡大した。実際には昭和15年採用者以降は、戦局により服務期間延長の措置のとられたままであった。施設系文官の武官転換は命令系統の整理のほかに、文官技師の徴兵召集による陸軍採用を防ぐ目的もあったようである。

戦時下の技術科士官の採用数は永久承役、短期現役を合せて17年10月、18年10月には約2,000 人に及び(内施設系300 人)、青島において各科共通の習合教育を行い、約3ヶ月後各科に応じて工廠等施設系の場合は豊州小柴において行われた。

19年10月は1,800 名(内施設系300 名)であって共通教育が4ヶ月浜名海兵団で行われ、施設系は沿沼津において追加教育を行った。

施設系のうち、機械・電気の人員は艦政本部、航空本部より希望者を振分けた。

武官転換は第2回は18年11月に行われ、20年4月1日において1,300 名の特別任用を以て終了し、以後は見習尉官と特別幹部練習生から主として充足することとなった。

設営隊長は、特設設営隊定員表では兵科佐尉官となっているが、備考一に必要に応じて技術科佐尉官を以て充つことを得る適用によって、昭和19年以降編成の設営隊の隊長は殆んど技術科大尉である。

設営隊の一般要因は募集又は徴用による軍属工員(傭人=勤務・採用形態より軍共済組合員の資格は難しかったようである)によっていたが、設営隊派遣地の戦局から設営隊の軍隊化、工員を工作兵(施設系)に代えることが検討されるようになり、18年8月には技術兵創設と共に設営隊隊長の技術科士官充当が第9回戦備審査部会議の課題となっている。海軍軍戦備(2)P84。

19年2月より1年間に工員に代る工作兵(施設系)20,000人の徴集要請を開始することとなり、工作兵の転科、工員中適任者の軍事教育による充当、19年4月海兵団入団者より養成が行われた。

19.6.1より海軍施設部教導設営班(各軍港)19.9.5より高雄鎮海に設けられた。

19.4.14 施設関係軍人教育規定が定められた。20.6.15 には教導班は設営隊改組地名を冠称する。

200 番台設営隊迄は工員編成、300 番台設営隊は工兵編成で、19.5.15 編成の321 設営隊は初めての編成である。

設営隊の編成は機械力装備の全編成、半編成編による甲・乙、工員編成の丙・丁との区分が昭和19年4月より行われている。

| 区 分 | 主任務       | 概略人員数 | } 別に軍属1,300 人以内を増強<br>400 |
|-----|-----------|-------|---------------------------|
| 甲編成 | 一般設営      | 1,054 |                           |
| 乙編成 | トンネル・棧橋構築 | 451   |                           |
| 丙編成 | 一般設営      | 118   |                           |
| 丁編成 | トンネル・棧橋構築 | 85    |                           |

編成は甲で4中隊（機械；土木、建築；トンネル・特殊）9小隊39分隊大発9、乙で3中隊（機械、土木、建築、特殊）5小隊19分隊大発4である。

機械化装備の一例では19年7月編成の305 設でブルー2、トラクター1、ローラー3、トランク16ダンプ3、コンプレッサー3、ミキサー5、さく岩機15、杭打機1、製材機3、大発9であった。

甲部隊で小型機発着に1ヶ月、中攻発着指揮所兵舎をまとめて3ヶ月という目標であった。丁部隊で小型機発着飛行場2ヶ月とされている。

番号と業務内容では100番台の築城を主任務の隊、トンネル地下工事を主任務とする隊は300番台を冠称した。19年8月以降は海軍機製造民間工場の疎開又は地下化工事の隊、発電所防護を主任務とする隊があった。海軍工廠の地下工事又は防護施設工事を主任務とする隊が新設され、19年後半から20年にわたり新設された隊の多くがこれに当たった。

19年末からは1000番台設営隊の編成されるようになった。

設営隊は18年後半迄は外戦地域において航空基地の整備を主としたが、19年後半より20年にかけては国内防備疎開及び工場防衛工事に従務し、20年よりは国内において特巧基地の建設に従務した。

戦況により全滅した設営隊14隊、補給杜絶した戦線にのこされたもの約40隊。戦うべき兵器の支給なく手づくりの兵器で戦ってたおれた人、技術科士官であったが戦闘指揮逆上陸作戦にたおれた人、編成崩壊後山野にたおれた人達があった。17年14隊、18年20隊、19年57隊、20年216 隊。

#### 出 典

- |                                 |                     |                   |
|---------------------------------|---------------------|-------------------|
| 基地設営戦の全貌                        | 佐田泰司、森 茂、鹿島技術研究所出版会 | 28.12.20          |
| 海軍施設系技術官の記録                     | 同刊行会                | 47.5.27           |
| 戦 史 叢 書                         | 海軍軍戦備<1>防衛庁防衛研修所    | 44.11.25          |
|                                 | 海軍軍戦備<2>戦史室         | 50.10.30          |
| 日 本 土 木 史                       | 大正元年－昭和15年 土木学会     | 40.12.15 軍事土木     |
|                                 | 昭和16年－昭和40年 土木学会    | 48. 4.25 軍事及び防衛土木 |
| 土 木 工 学 の 概 観                   | 土木学会 昭和25年          | 土木機械              |
| 海軍軍制度については、水交会 市来俊男氏に多くの御教示を得た。 |                     |                   |